

序章 環境トピックス

道では、「北海道環境基本条例」に基づき、よりよい環境を未来に引き継ぐための基本的な計画として、平成20年（2008年）3月に「北海道環境基本計画[第2次計画]」を策定し、「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」を目指して各種施策に取り組むこととしています。

この基本計画に掲げる①地球環境の保全、②循環型社会の形成、③自然との共生、④地域環境の確保の4分野と、⑤共通的・基盤的な施策を合わせた5項目について、各章で施策や取組を紹介するとともに、この序章では、平成30年度（2018年度）に重点的に取り組んだ事項を中心にトピックスとして紹介します。

なお、平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットにおいて採択された世界共通の目標となるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）と環境保全の取組の関係がわかるよう、環境トピックスと第1～5章に、関連性の高い主なゴールを掲載しています。



＝ 1 北海道胆振東部地震の対応について



平成30年（2018年）年9月6日3時7分に胆振地方中東部を震源として発生した地震は、厚真町では北海道で初めて震度7を観測し、各地に多大な人的被害や建物の被害をもたらしました。

この地震では家財道具の損壊、建築物の倒壊などにより大量の災害廃棄物が発生したことから、道では発災後、直ちに被災地に職員を派遣し、国や関係部局と連携しながら、被災状況の把握、災害廃棄物の分別指導や仮置場の適正な管理を行うために必要な助言等を行いました。

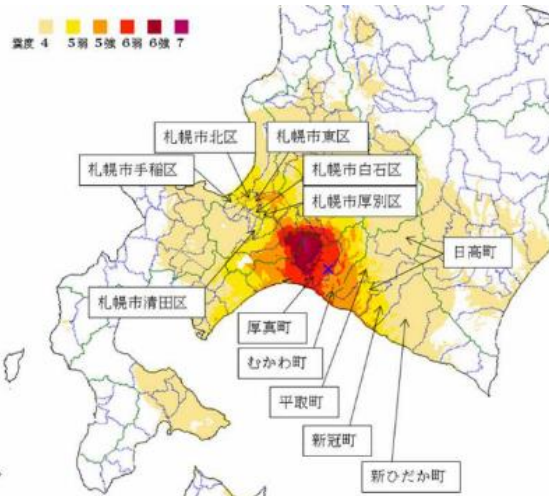
これらの災害廃棄物については被災各町単独での処理が困難であることから、道は被災町から支援要請を受け、収集運搬・処理などを迅速に行うため、公益社団法人北海道産業廃棄物協会（現：公益社団法人北海道産業資源循環協会）に「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力

に関する協定」に基づく支援を要請するとともに、周辺自治体（苫小牧市、登別市、岩見沢市）に、処分場での受け入れ等の支援を要請し、災害廃棄物の広域処理を行いました。

地震発生から約 4 ヶ月で、家庭からの災害廃棄物（片付けごみ）については、概ね処理が終わりましたが、全壊家屋等の解体廃棄物についてはその後も処理が続いているところです。全壊家屋等の解体ごみの処理については、計画的に処理していくことが重要であり、道としては今後とも被災地に寄り添って支援を継続していきます。

災害からのいち早い復旧・復興のためには、大量の災害廃棄物の迅速な処理が不可欠であり、事前の準備として、市町村が災害廃棄物処理計画を策定すること、日ごろから情報伝達訓練等を通して発災時の初動体制等の意識付けを行うことが重要であり、道は国と連携しながら計画の策定支援などに努めていきます。

■震度マップ



■被災家屋写真



■大量の災害廃棄物



■分別された災害廃棄物置き場



2 気候変動適応に関する国内外の動きと道の取組



平成28年（2016年）8月、相次いで上陸・接近した台風は、北海道に記録的な大雨をもたらし、道民生活や農業など地域の基幹産業、道路・交通・水道などの社会基盤に大きな被害をもたらしました。また、平成29年（2017年）7月には23年ぶりとなる12日間連続の真夏日を記録した一方で、翌8月は平年と比べて低温となったほか、平成30年（2018年）7月には梅雨前線の停滞などにより道内各地で大雨となり、再び産業や道民生活などに大きな被害が発生しました。

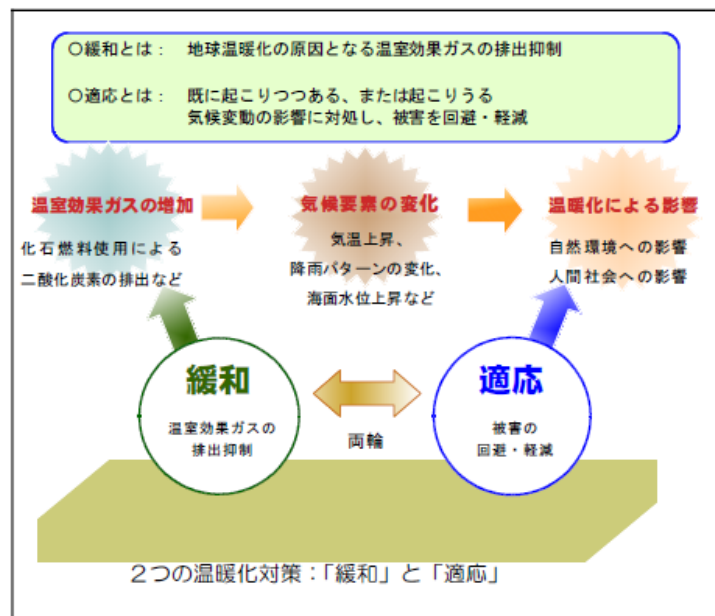
全国的にみても、各地で猛暑日や記録的な集中豪雨などが頻発しており、熱中症などの健康面や土砂崩れ、河川氾濫による産業・経済活動への悪影響、野生動植物の分布域の変化などが懸念されています。

こうした異常気象の中には地球温暖化による気候変動の影響と指摘されるものがあり、これに対処するため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と併せ、既に現れている、あるいは中長期的に避けられない影響に対して被害を回避・軽減する「適応」の取組を進めていくことが重要となっています。

平成26年（2014年）11月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次報告書では、気候システムの温暖化は疑う余地がないとし、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測しており、「緩和」と「適応」の両方の取組を推進していくことの重要性を強調しています。

また、平成27年（2015年）12月に採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前の水準と比べて2℃より十分に下回るよう抑えること、並びに1.5℃までに制限するための努力を継続するという「緩和」に関する目標に加え、気候変動の影響に対する世界全体での対応を強化することを目的としており、協定の締約国に対して「適応」に関する計画の策定及び実施を求めています。

このような情勢の下、国では、適応策の実効性を高め、多様な関係者の連携・協働により取組を進めるため、平成30年（2018年）6月に「気候変動適応法」を公布（同年12月に施行）し、同年11月には、法に基づき関連施策を計画的に推進するための「気候変動適応計画」を閣議決定しま



した。

道においては、平成22年（2010年）5月に「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定し、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入など温室効果ガス排出抑制につながる「緩和」に取り組んできたほか、関係各部においては、自然環境保全、防災、治水、農林水産業など各政策分野の視点で様々な施策を進めてきましたが、こうした国内外での動きを踏まえ、地域におけるリスクマネジメントの視点で本道の産業や道民の安全・安心、健康、財産等を守るため、「適応」の取組の基本的な考え方を示す「北海道における気候変動の影響への適応方針」を平成30年（2018年）9月に策定しました。

この方針では、「適応」の取組に関して、①本道の強みを活かす適応の取組の推進、②情報や知見の収集と適応策の検討、③道民や事業者等の理解の促進、④推進体制の充実・強化、の4つの基本方針を掲げ、これに基づき、「自然環境」、「産業」、「自然災害」、「生活・健康」の4分野について重点的に取り組むとともに、観測・予測データや影響評価など科学的知見の収集と適応策の検討、セミナーや研修会の開催等による道民の皆さんや事業者の方の理解促進、関係機関・団体との連携による情報共有などを図ることとしています。

道では、これらの取組を通じて、関係する皆さんと連携・協働しながら、本道における「適応」を推進していきます。

北海道における気候変動の影響への適応方針

《適応の取組に関する基本方針》

1 本道の強みを活かす適応の取組の推進

- 国の影響評価等を基に本道の地域特性を踏まえ、4分野について重点的な取組を推進
- 道の政策分野に適応の視点を組み込み、関係部局が連携した取組を推進

分 野	取組の視点
自然環境	・豊かな自然環境の適切な保全と持続可能な利用
産 業	・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興
自然災害	・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり
生活・健康	・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備

2 情報や知見の収集、適応策の検討

- 科学的知見の充実、「きめ細かく」「わかりやすい」情報の提供
- 国や関係機関と連携した適応に関する情報の収集・提供を行い、適応策を検討

3 道民や事業者等の理解の促進

- 対象者や事業種別等を踏まえた普及啓発や情報提供の推進
- 事業活動における「気候リスク管理」、新たなビジネス機会と捉える「適応ビジネス」の推進

4 推進体制の充実・強化

- 道民や事業者、関係機関・団体と連携・協働し、地域における適応の取組を推進
- 市町村の施策への適応の視点的組み込みなど、地域に応じた具体的な取組等の情報提供の推進
- 法で情報基盤の中核と位置づけられた国立環境研究所や気候情報連絡会との連携

＝ 3 野生生物とのあつれき



本道は、北方系の野生生物とともに、本州以南と共通する野生生物も生息・生育する、わが国でも特有の生態系が形成されるなど、自然環境に恵まれた地域となっています。しかし、近年では、ヒグマによる人身事故の不安、急増したエゾシカによる生態系への悪影響や農林業被害の発生などといった野生動物と私たちの生活とのあつれきが社会問題となっています。

毎年、春を迎えると全道各地でヒグマの活動が活発になりますが、平成 30 年度（2018 年度）は例年になくヒグマの出没が話題を集めました。

道北の離島、利尻島では 5 月下旬にヒグマのものと思われる足跡が発見され、その後、自動撮影カメラに姿が捉えられ、106 年ぶりにヒグマの上陸が確認されました。また、6 月から 7 月にかけては札幌市南区の住宅街近くや通学路などでの目撃が相次ぎ、島牧村では 2 か月以上にわたって夜間に庭先などで出没が継続するなど、地域では不安を抱えたまま日常生活を送ることとなり、社会的な関心が集まりました。

このように出没が多発した理由をはっきりしていませんが、最近では、人への警戒心が薄い、また、人を恐れないヒグマが現れてきていることのほか、個体数が増加してきているために生息域が市街地周辺の山林にまで拡大してきたなど、複合的な要因が指摘されています。

ヒグマの市街地への出没は年々深刻化する傾向にあることから、大きな人身事故が発生する前に、ヒグマとの遭遇を回避する取組、特に人間の生活圏に立ち入らせないことが重要です。

このため、道ではヒグマを人家近くに引き寄せるおそれのあるゴミなどの適正処理の徹底、下草などの刈り払いによる移動経路の遮断や、ヒグマの侵入防止に高い効果があることが実証されている電気柵の導入などの普及啓発に努めています。また、出没時に市町村等が必要な対応ができるよう「ヒグマ出没時の対応方針」を策定するとともに、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的として、ヒグマ対策に必要な人材育成の取組を全道で展開しています。

今後も、市街地の特性に応じた新たな広域的ヒグマ出没対策を講じ、市町村や研究機関と連携して地域住民の安全確保に向けた取組を進めます。



■ 利尻島に設置した自動撮影カメラで撮影されたヒグマ

また、本道におけるエゾシカの推定生息数は、平成 23 年度（2011 年度）の約 77 万頭をピークに近年は減少傾向にあります。エゾシカによる平成 30 年度（2018 年度）の農林業被害額は 38 億円を超えるなど、エゾシカとのあつれきは依然として深刻な状況が続いています。このため道では、一層の捕獲推進に取り組むとともに、北海道固有の地域資源であるエゾシカの有効活用を推進しています。

国では、ニホンジカ（エゾシカを含む）・イノシシの個体数を令和 5 年度（2023 年度）までに半減させること、野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度（2019 年度）までに倍増することを方針として掲げており、道では平成 30 年度（2018 年度）、国の交付金事業を活用して、エゾシカの食肉利用拡大に向けた狩猟者の育成、狩猟捕獲と捕獲個体の食肉処理施設への搬入に対する支援を行う「エゾシカジビエ利用拡大推進事業」を新たに立ち上げました。

平成 30 年度（2018 年度）は、エゾシカを食肉利用する上で必要な衛生管理知識等に関する講習会を全道で計 26 回開催し、この講習会に参加した狩猟者 1,171 名により捕獲されたエゾシカ 7,425 頭が、道内 33 箇所の食肉処理施設に搬入されました。

道では本事業の活用などにより、今後とも狩猟者によるエゾシカ捕獲を一層促進するとともに、捕獲個体の有効活用に向けた取組を進めます。

一方、エゾシカなどの農林業被害やヒグマの出没などへの対応が必要な地域では、狩猟免許所持者の減少や高齢化が深刻な課題となっています。そのため、道では、狩猟者の確保に努めるとともに、狩猟事故や違反行為防止のための指導や取り締まりを行ってきたところですが、平成 30 年（2018 年度）11 月、恵庭市においてシカ猟のハンターが誤射により森林作業中の国有林職員を死亡させるという、あってはならない事故が発生しました。

道ではこれまで、ハンターが 3 年ごとに受講する狩猟免許の更新時講習や毎年手続きを行う狩猟者登録時に注意喚起を図ってきたところですが、今回の事故を受けて、更新時講習において事故を起こさないための具体的な内容を追加することとしました。また、道外からも多くの狩猟者が来道することから、各都府県や猟友会等に対しても事故の発生防止と安全対策の徹底を求めました。さらに、森林関係部局、猟友会、警察などの関係機関による対策会議を開き、事故の再発防止対策に取り組んでいるところです。

4 北海道命名150年及び環境道民会議設立 20周年記念桜植樹事業



平成 10 年（1998 年）に環境関連の道民団体や企業などの業界団体、行政機関等合わせて 59 団体で発足した「環境道民会議」は道民、事業者及び行政が連携・協力して環境保全の取組を推進することを目的として設立され、平成 30 年（2018 年）に設立 20 周年を迎えました。

その記念事業を北海道命名 150 年事業としても位置づけ、50 年後、100 年後も北海道の豊かな自然環境を守っていく象徴となるよう、道立公園である野幌森林公園に 150 本のエゾヤマザク

ラを植樹しました。

この記念植樹の事業費についてはクラウドファンディングを活用して、広く寄付を募集しました。その結果、道内外の 33 の企業・団体、156 の個人の方々から合計 5,215,500 円のご協力をいただき、官民連携のもと実施することができました。なお、ご協力頂いた方のお名前を同公園内に設置した植樹記念プレートに刻印させていただきました。

植樹会は胆振東部地震の影響もあり規模を縮小しましたが、当日は晴天の下、ご協力頂いた方やそのご家族、ご友人など多くの皆様にご参加いただき、北海道の環境に思いを馳せながら大苗植え、土かけ、水やりなどが行われ、たくさんの笑顔も咲かせることができました。

多くの人に愛される「さくら」。開花の時期には「お花見」を通して多くの方々が野幌森林公園を訪れ、自然とふれあっていただく機会とし、これからの 50 年、100 年それ以上脈々と続く持続可能な北海道を目指す未来への誓いの証としたいと思います。

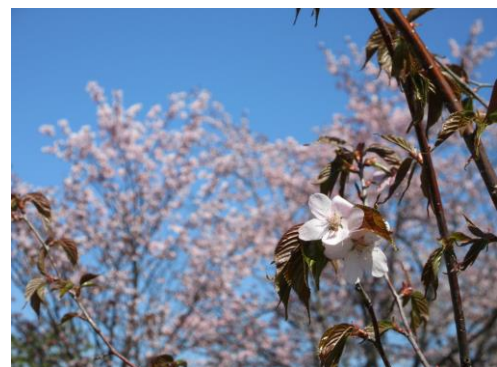
また、環境道民会議設立 20 周年記念として開催されたフォーラムにおいて、同会議の議長から北の大地の豊かな環境を未来へ引き継いでいくための大切な 3 つの心がけとして、「これからも積極的に環境保全活動に取り組むこと」、「世界の共通言語 SDG s を活用するなど、自らの活動を広く伝えていくこと」、「パートナーシップの精神に基づき、つながり、環境保全活動の輪をより一層広げていくこと」を未来へのメッセージとして伝えられました。同会議では「つなげる、伝える 環境パワー」をキャッチフレーズとしてこれからも活動が続けることとしています。



■えこ之助も感謝！



■植樹会の一コマ



■開花を迎えたエゾヤマザクラ